

平成 29 年 10 月 25 日  
商 工 中 金

## 業務の改善計画の提出について

当金庫は、本日、経済産業省、財務省、金融庁、農林水産省より、株式会社商工組合中央金庫法第 59 条及び株式会社日本政策金融公庫法第 24 条に基づく行政処分を受け、上記の四省庁に、本事案に関して「問題発生時以降現在に至るまでの役職員の責任の所在の明確化」及び「監査機能の強化及び組織運営の適正化を含む抜本的な再発防止策の策定・実行」に係る業務の改善計画を提出いたしました。

平成 29 年 5 月 9 日付の行政処分に続き、二回目の行政処分となり、この度の問題に関しまして、お取引先をはじめ、国民の皆様にご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当金庫といたしましては、行政処分を厳粛に受け止め、このような事態を二度と発生させることのないよう、今回、策定いたしました業務の改善計画を確実に実施し、皆様からの信頼を回復すべく、全力を挙げて取り組んでまいります。

本日当金庫が提出した業務の改善計画は、別添資料のとおりです。

[\(添付資料 1\) 本日当金庫が提出した業務の改善計画](#)

[\(添付資料 2\) 【参考】調査報告書※](#)

[\(添付資料 3\) 【参考】調査報告書及び業務の改善計画 \(概要版\) ※](#)

[\(添付資料 4\) 【参考】本日当金庫が受領した行政処分](#)

※添付資料 2 は、平成 29 年 6 月 9 日付「命令に対する作業工程並びに業務の改善計画について」でお示しした作業工程に基づき行った調査結果をまとめた報告書です。

添付資料 3 は、「添付資料 1」及び「添付資料 2」の概要版です。